

瑞浪市森林整備計画 新旧対照表

ページ	新	旧
I (略)	I (略)	I (略)
II 森林の整備に関する事項	II 森林の整備に関する事項	II 森林の整備に関する事項
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
1 (略)	1 (略)	1 (略)
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
(1) 伐採方法	(1) 伐採方法	(1) 伐採方法
立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。	立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。	立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。
皆伐と択伐の定義については、表II-1-2-1に示すとおりです。	皆伐と択伐の定義については、表II-1-2-1に示すとおりです。	皆伐と択伐の定義については、表II-1-2-1に示すとおりです。
表II-1-2-1 皆伐と択伐の定義	表II-1-2-1 皆伐と択伐の定義	表II-1-2-1 皆伐と択伐の定義
皆伐 主伐のうち択伐以外のもの。	皆伐 主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合においては、40%以下）の伐採。	皆伐 主伐のうち伐採以外のもの。
択伐 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合においては、40%以下）の伐採。	択伐 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合においては、40%以下）の伐採。	択伐 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合においては、40%以下）の伐採。
P.5	立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。 また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。 <u>スギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。</u>	立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。 また、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。
3 (略)	3 (略)	3 (略)
第2 造林に関する事項	第2 造林に関する事項	第2 造林に関する事項
1 人工造林に関する事項	1 人工造林に関する事項	1 人工造林に関する事項
人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必	人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必	人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必

P. 8 (1) 人工造林の対象樹種  
**人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表II-2-1-1のとおりとします。**

要性から植栽を行なうことが適当である森林のほか、木材等生産機能の發揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行なうこととします。  
また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。  
なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種  
**人工造林に係る樹種については、表II-2-1-1のとおりとします。**

表 II-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定するものとする。  また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。  <b>・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の確保を図るため、花粉症対策に資する苗木の増産に努めるものとする。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。  特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。  本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとすると、県林業普及指導員又は市（町村）の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限つて摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。  (以下 路)</li> </ul>

要性から植栽を行なうことが適当である森林のほか、木材等生産機能の發揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行なうこととします。  
また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。  
なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種  
**人工造林に係る樹種については、表II-2-1-1のとおりとします。**

表 II-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。  <b>・（追加）</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造林樹種（人工造林をすべき樹種）の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。  また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。  <b>・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</b>  特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。  本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとすると、県林業普及指導員又は市（町村）の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限つて摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。  (以下 路)</li> </ul>

(2) (略)  
(3) (略)

		<p><b>2 天然更新に関する事項</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <b>更新樹種</b> 更新樹種は、高木性樹種とします。そのうち主な樹種は表II-2-2-1のとおりとします。</p>								
		<p><b>表 II-2-2-1 主な更新樹種</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>天然更新の対象樹種</th> <th>天然更新の対象樹種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）</td> <td>スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）</td> </tr> <tr> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td> <td>ぼう芽による更新が可能な樹種</td> </tr> <tr> <td>コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等</td> <td>コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大口径化した広葉樹二次林（根本直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。 ※更新樹種のうち、○○類と表示しているものの詳細は、V付属資料2別表5を参照。</p>	天然更新の対象樹種	天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）	ぼう芽による更新が可能な樹種	ぼう芽による更新が可能な樹種	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等
天然更新の対象樹種	天然更新の対象樹種									
スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）	スギ、ヒノキ類、コウヨウザン、マツ類、モミ類、ツガ類、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シテ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ、アカメガシワ、カラスザンショウ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）									
ぼう芽による更新が可能な樹種	ぼう芽による更新が可能な樹種									
コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等	コウヨウザン、シイ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シテ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ等									
		<p>(4) (略)</p> <p>(5) <b>更新の判定基準</b> 表II-2-2-3に示す稚樹高_____の更新樹種が、表II-2-2-4に示す期待成立本数に対して、10分の3を乗じた本数以上が成立している状態（「立木度」が3以上の状態）をもって、更新の完了とします。 <u>なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が3以上の状態をもつて、更新の完了とします。</u></p>								
P. 11		<p><b>表 II-2-2-3 天然更新に係る更新樹種の稚樹高</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>稚樹高</th> <th>更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稚樹高</td> <td>更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上</td> </tr> </tbody> </table>	稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上	稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上				
稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上									
稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。50cm以上かつ競合植物の高さ以上									

表 II-2-2-4 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	① 残存木が無い場合 ・天然更新をすべき期間（伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで）が満了した日までにおける更新樹種等の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。  10,000本／ha
	② 残存木がある場合 ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもつて、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種等に係る期待成立本数は上記①のとおり（概ね10,000本／ha）とする。

## ※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200本	120本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000本	2,000本	2
		計		3	

(6) (略)

(7) (略)

3～5 (略)

第3～第8 (略)

## 第9 その他必要な事項

## 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) (略)

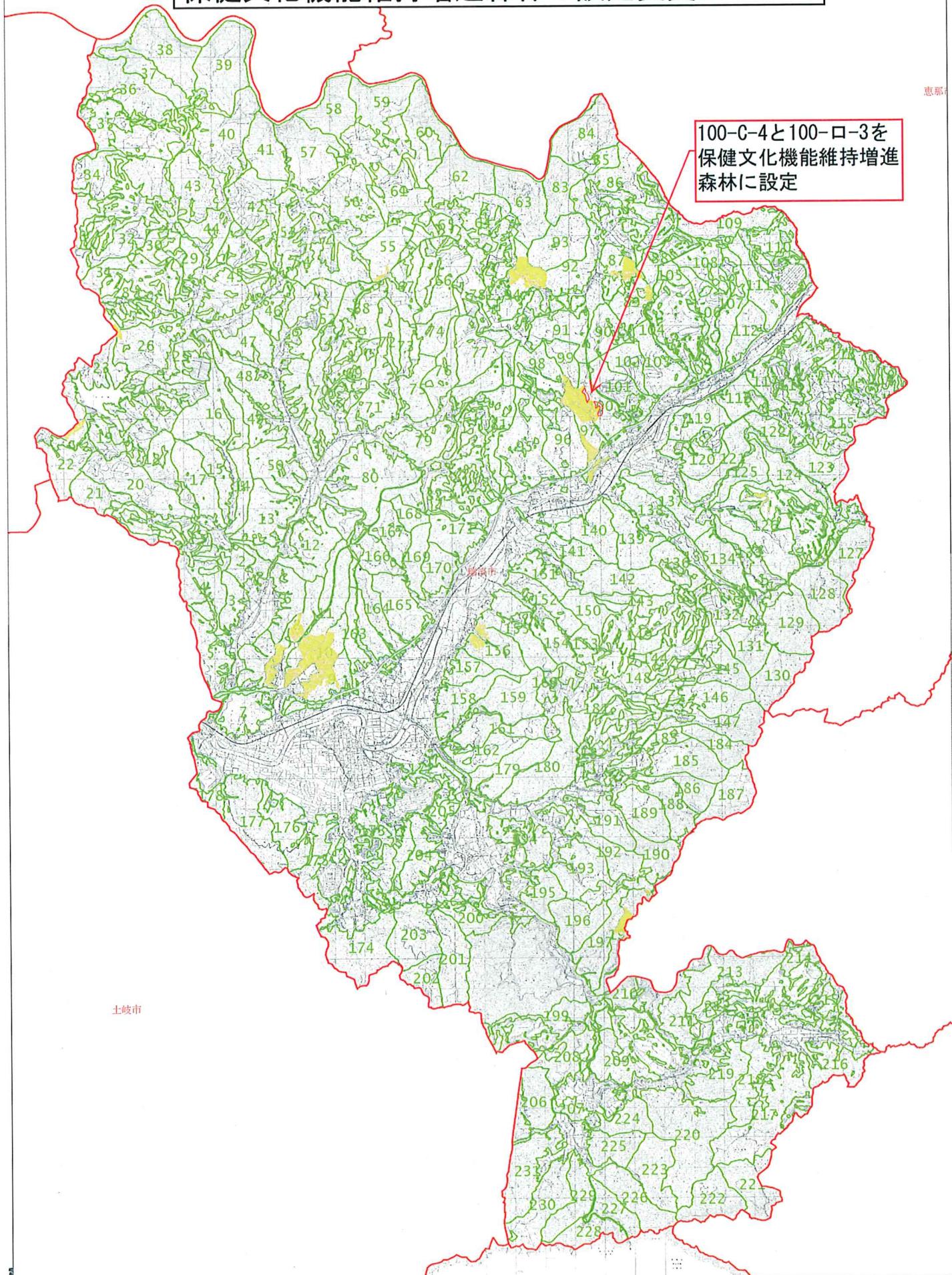
## (2) 森林技術者の確保・育成・定着

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるよう指導します。  
また、林業への新規参入・起業など林業従事者の幅広い女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に努めるよう指導します。

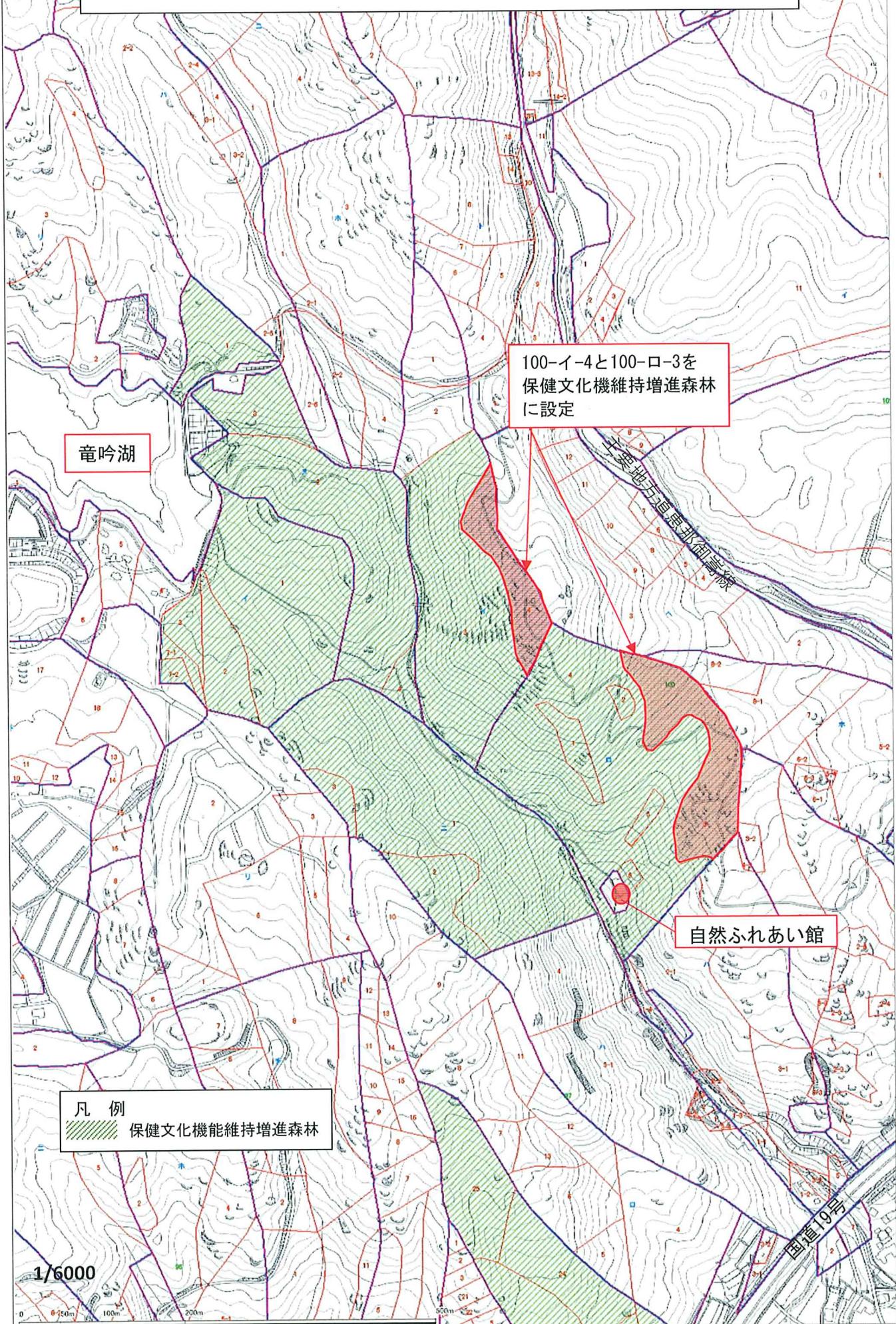
		(3) (略)	
		(4) (略)	
2 (略)	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	(3) (略)	
		(1) (略)	
		(2) (略)	
	(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成	(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成	
P. 36	(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成 民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となつた合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、瑞浪市森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。 を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。 大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。 また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。	(3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成 民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となつた合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、瑞浪市森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。 を通じて、地域材の产地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。 大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。 また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努めるものとします。	
	(4) (略)	(4) (略)	
	III～V (略)	V (略)	
	V 1～5 (略)	V 1～5 (略)	
	(4) (略)	(4) (略)	
	III～IV (略)	III～IV (略)	
	V 1～5 (略)	V 1～5 (略)	
	6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 計画期間内における瑞浪市森林経営管理制度事業計画については表V-1-6-1のとおりです。	6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 計画期間内における瑞浪市森林経営管理制度事業計画については表V-1-6-1のとおりです。	
	表V-1-6-1 計画期間内における瑞浪市森林経営管理制度事業計画	表V-1-6-1 計画期間内における瑞浪市森林経営管理制度事業計画	
	区域(林班)	作業種	面積
	陶町大川 (230、231)	森林整備	約 12ha
	金戸町 (113、114)	森林整備	約 29ha
			令和6、7年度 (追加)

VII 附属資料 別表1 公益的機能別施業森林等の区域 (*区域変更の位置図は別紙①を参照)	VI 附属資料 別表1 公益的機能別施業森林等の区域			
	区 分	森林の区域	面積 (ha)	森林の区域 面積 (ha)
(略)				
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	別表 1-4 のとおり (概要図参照)	158.85		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)
(略)				
別表 1-4 (保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林))	林班 準林班	小班	枝番	面積 (ha)
(略)				
100 1 1 0 0.18	100 2 0 0 1.58			
(略)				
別表 5 森林配置計画における将来目標区分の区域 (*区域変更の位置図は別紙②を 参照)	市町村 林班	森林の将来目標区分	備考	森林の将来目標区分
(略)				
瑞浪市 41 0		木材生産林 環境保全林 観光景観林 生活保全林	○	木材生産林 環境保全林 観光景観林 生活保全林
(略)				

## 保健文化機能維持増進森林の設定変更について



保健文化機能維持増進森林の設定変更について（詳細位置図）



## 森林配置計画における将来目標区分の区域（木材生産林、環境保全林）

